

大監第 10 号
令和 4 年 8 月 25 日

大台町長 大 森 正 信 様

大台町監査委員 野呂 茂生

大台町監査委員 中道 剛士

令和 3 年度 財政健全化審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により審査に付された財政健全化判断比率について審査を実施したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

記

審査の意見及び概要

別添、令和 3 年度 財政健全化審査意見書のとおり

令和３年度 財政健全化審査意見書

第１ 審査の概要

１ 審査の対象

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

２ 審査の方法

この財政健全化審査は、大台町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第２ 審査の結果

１ 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

健全化判断比率	元年度	２年度	３年度	早期健全化基準	備 考
(1)実質赤字比率	—	—	—	１５．０	
(2)連結実質赤字比率	—	—	—	２０．０	
(3)実質公債費比率	９．２	８．５	８．１	２５．０	３か年平均
(4)将来負担比率	３８．２	２８．１	１３．９	３５０．０	

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率の算定において、赤字でない場合は「—」を記載している。

※地方公共団体は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、及び将来負担比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

(一般会計などに生じている赤字の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものです。)

令和3年度の実質収支は黒字となっており、早期健全化基準を下回っている。

(2) 連結実質赤字比率について

(特別会計を含む町の全会計に生じている赤字の大きさを、財政規模に対する割合で表したものです。)

令和3年度の連結実質収支は黒字となっており、早期健全化基準を下回っている。

(3) 実質公債費比率について

(町債の元利償還金(公債費)の大きさを、その町の財政規模に対する割合で表したものです。)

令和3年度の実質公債費比率は8.1%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

(4) 将来負担比率について

(町債など現在抱えている負債の大きさを、町の財政規模に対する割合で表したものです。)

令和3年度の将来負担比率は、令和2年度より14.2ポイント下がり、13.9%となった。早期健全化基準の350%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

健全化判断比率の4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っており、令和3年度決算について特に指摘すべき事項はないが、(3)実質公債費比率や(4)将来負担比率については、町債の元利償還金である公債費が大きく影響することから、町債の発行には、十分留意されたい。

今後は、少子・高齢化や人口減少が進行することに加え、社会経済の環境が不安定な現在において、本町では令和5年度までの間、起債償還ピーク期間が継続することなどから、将来を見据えた指数値の推移に着目され、行政の効率化と財政運営の健全性の確保に努められたい。